

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006 ～ 2009

課題番号：18520603

研究課題名 (和文) 都市における女性の貧困化と住宅政策

研究課題名 (英文) Feminization of poverty and housing policy in cities

研究代表者 田中 恭子

(TANAKA KYOKO)

埼玉大学・経済学部・教授

研究者番号：70272276

研究成果の概要 (和文) : アメリカの大都市には、貧しい黒人のシングルマザー世帯が集中している。その地域的集中する理由の一つとして、アメリカの貧困者向け住宅政策があげられる。市場原理のセクション 8 バウチャーが中心的な役割を果たしている。

研究成果の概要 (英文) : In a central city of metropolitan areas in the United States, many poor black female-headed families are spatially concentrated. One of the reasons why such concentration has occurred is partially due to U.S. housing policy for the poor. Section 8 voucher plays a significant role in it.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,200,000	0	1,200,000
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	630,000	3,930,000

研究分野：経済地理学

科研費の分科・細目：人文地理学

キーワード：住宅政策、シングルマザー世帯、セクション 8、低所得向け住宅税額控除 (LIHTC)、

1. 研究開始当初の背景

(1) これまでの保育園の立地の実態調査をアメリカやスウェーデンで実施してきた。さらに問題意識がでてきたことは、貧困の女性化という問題と住宅政策の関連である。アメリカのシングルマザー世帯の中心都市に集中し、アメリカの市場原理に基づく住宅政策に問題があることをより深く解明したかった。

(2) 福祉国家として社会保障制度が充実し、住宅政策も国家の介入による公営住宅や集団主義的な協同組合による住宅供給しているスウェーデンの都市との比較を試みたかった。

2. 研究の目的

(1) 最も市場原理を信奉している国、アメリカでは、貧困層に関しては国家の介入を余儀なくされているが、貧困者向けの住宅政策がどのようになっているのか解明する。シングルマザー世帯の貧困が問題になっている制度的な欠陥を検討する。

(2) スウェーデンとの比較をおこない、福祉国家レジーム仮説が、住宅政策に関しても当てはまるか検討する。

3. 研究の方法

平成 18 年 8 月スウェーデンのストックホルム

ムにおいて、現地調査し、アメリカではオハイオ州コロンバスにおいて、平成19年9月、および平成21年10月に現地調査を実施した。おもに、大学や図書館での文献調査となった。

4. 研究成果

(1) 福祉国家レジーム仮説による住宅政策の検討

エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム仮説の枠組みを援用して、保育や女性の就業の研究において、国際比較研究が盛んとなった。住宅政策においても、スウェーデンが最も集団主義(collectivism)的である。その対極が、最も自由主義的な福祉国家であるアメリカである。その中間の多様な国々のカテゴリー化はかなり議論のあるところであるが、この両国の両極端な住宅政策の相違に関しては、広く認められている。

アメリカの自由主義的で、国家があまり介入せずに市場にゆだねる市場原理主義に特徴を持つが、市場が機能しない部分に関しては国家が介入せざるを得ない。つまり貧困層に関しては、福祉政策で救済しなければならないという、市場にゆだねる部分と、国家が介入する部分と所得階層によって区別される二重構造になっている。

住宅政策に関しても、市場にゆだねる持ち家政策が主流である。2007年に発覚したサブプライムローン問題も、本来、ローンの支払い能力のない低所得者に持ち家を購入できるように規制緩和したことに発端がある。

(2) 貧困者向住宅政策

低所得者向け住宅政策は3本の柱からなっている。第一に公営住宅、第2に、セクション8(section 8)、第3に低所得者向け税額控除(Low income housing tax credit)、略してLIHTCと呼ばれるものである。第一の公営住宅は、1960年代ごろから、連邦政府は直接建設し管理する公営住宅からは撤退していく。そして、民間賃貸住宅に補助金を支払い、市場原理による貧困層向け賃貸住宅の提供を模索するようになる。今日ではセクション8バウチャーと呼ばれる、住宅補助政策が中心的な政策となっている。

LIHTCは民間の資本を使って、低所得者向け住宅建設を促進する政策で、米国内務省であるIRS(Internal Revenue Service)が税額控除の形式により、一種の補助金を支給している。有利な投資物件として、民間資本が投資するので、公営住宅のような政府の財政的な負担を軽減されている。本来住宅政策を担当すべきHUD(Department of Housing and

Urban Development)を通してではなくIRSを通しての住宅政策である。

(4) セクション8バウチャーの仕組み

アメリカの低所得者向け住宅供給は明らかに不足している。セクション8バウチャーを利用する資格は、所得と家族構成によって決定される。養育する子供の数が多く、片親世帯で、所得が低いと、セクション8バウチャーの資格を得やすい仕組みになっているので、低所得高齢者や障害者を除くと、シングルマザー世帯が多くなっている。

バウチャーは、ポータビリティがあるので、発行した住宅局の管轄地区以外に移動することも可能である。低所得者が市内の特定の地域に集中してしまう理由として、公営住宅や、セクション8を受け入れる民間賃貸住宅が、貧困地域に集中する傾向があるからである。

公正市場家賃(fair market rent)が地域ごとに毎年計算され、その水準によってセクション8で賃貸する場合に、政府が負担する上限が定められている。バウチャー保持者の家賃負担分は所得の30%が上限である。残りの家賃部分を政府が負担する。

(5) 福祉に依存するシングルマザー世帯の問題

都市によっても公営住宅やセクション8の利用者の分布状態がかなり違っている。たとえば、ニューヨークでは、公営住宅やLIHTCによるプロジェクトが多く集中するブルックリンなどでは、市内のある一角に貧困地帯が形成されている。

一方、シカゴでは、貧困層が地域的に集中している状態を問題とされ、裁判闘争に持ち込まれた結果、公営住宅を廃止し、セクション8のポータビリティで、市内から郊外へ移動するように政策的に誘導している。しかしながら、セクション8バウチャー保持者に賃貸住宅を提供する家主が郊外では見つからなかったりする問題がある。郊外へ移転した黒人シングルマザー世帯が、地元民から差別的な視線で見られることも多い。

オハイオ州コロンバスにおいては、セクション8を受け入れる住宅が密集している地区で聞き取り調査した。

低学歴でシングルマザーになった黒人女性の中には、養育費を払うべき父親が刑務所にいるというケース、自分は糖尿病などの病を患い仕事ができないケース(しかし、昼間からビールを飲み、普通に生活していた)、生活が苦しいのでストリートで売春婦をしているケース、ホームレスになった知り合いの男性を自宅の部屋を提唱しているケース

など貧困黒人世帯の現状を垣間見ることができた。

彼らの住環境は決して良いとは言えない。壁にカビが生えたり、ドアや窓が壊れたり、修理が必要な箇所が修理されないままであったりする。ストリートでは、銃の打ち合いがあったり、ドラックを取引し、ドラックを常習する者がいたり、窃盗、盗難が相次ぐ。犯罪率が以上に高い地区でもある。

通学区の公立学校の標準テストのスコアは低い。高校中退者も多い。

セクション8バウチャーで自分の好きな賃貸住宅に移ることも可能で、その点満足している女性もいた。

セクション8バウチャーの資格は、毎年予算額が変更になるので、順番待ちも多く、所得と家族構成から決められる受給資格にあっても、必ずしも受給できるは限らない。

(6) 貧困の罍

セクション8を受給しているシングルマザー世帯は、他の福祉プログラムを受給していることが多い。所得制限により、保育費補助、食糧スタンプ、メディケイド（低所得者向け医療保険）、学校朝食無料サービス、乳幼児のためのミルク等の補助などがあげられる。これら支給される所得との関係は、必ずしも一致していないが、労働時間を延ばして働いて家督収入を増やしても、これらの福祉プログラムによる恩恵が減ることを考えると、結局、相殺されてしまう。勤労意欲を減退させてしまう制度となっている。

高校を卒業していないで、子供を産んだシングルマザーが、両親の家から独立することのために、セクション8を利用する。

また、低所得者が結婚して、共働きになると、大抵の場合、福祉プログラムの受給資格を失ってしまう。現地調査でも、父親が一人で住み、セクション8住宅に住む母親と子供のところに通っているケースが見られた。父親が母親世帯と同居しているとわかると、受給資格を失うので、父親は靴も洋服も置かないと語っていた。このように、結婚することが可能なカップルでも、シングルマザー世帯になったほうが、経済的に有利である福祉プログラムに依存できる方を選択している。

かつて、マルサスが旧救貧法は結婚年齢を下げ、出生率を上げる効果があると主張し、反対した。養育する子供のいる貧困世帯への福祉政策は出産奨励的な効果を持つと考えられる。この点は議論のあるところであるが、実際、貧法の流れをくむ、アメリカやイギリスにおいて、シングルマザー世帯に手厚い福祉政策を実施し、ティーンエイジャーの出生率が比較的高いことでも知られている。福祉政策としての住宅政策や他のプログラムが、

シングルマザー世帯を増やし、貧困の罍から抜け出れない貧困層を再生産していると考えられる。

(7) 低所得者向け税額控除 (LIHTC)

LIHTCは低所得者向けの住宅を民間の活力を利用して建設し、維持・管理するためのプログラムです。IRSが建設業者に支払う税額控除が、投資家の投資による利潤となる仕組みである。多くの場合、シンジケートを組み非営利団体が投資家を募り、出資金を建設会社に流している。

このLIHTCも2008年の秋ごろまでは、ファニーメイなどの金融会社などが投資していたが、その後投資が控えられるようになった。一般の投資家も損失を出したようであるが、現在でもLIHTCの投資を募る非営利団体は、有利な投資物件であることをうたい文句にしているウェブ広告がでている。

低所得者向け住宅は、LIHTCのほかにも、減価償却が速いなどの優遇策が取られている。いわば、民間から資金によって、公営住宅を建設・管理するようなもので、市場原理の国、アメリカであるからこそその政策である。連邦政府の予算額をを比較すると、セクション8よりも、LIHTCのほうが多額である。

LIHTCの税額控除枠は増えていないが、税額控除自体が2008年の金融危機までは増加傾向にあった。民間主導の低所得向け住宅建設の実態がまだ不鮮明なところがあるので、今後の課題としたい。

(8) 結論

アメリカの住宅政策は、スウェーデンと対照的であった。国民全体に均一に社会保障をカバーするスウェーデンでは、シングルマザーが市内など特定の場所に集中すると言った現象は特に見られない。黒人シングルマザー世帯が市内に集中するのは、アメリカにおいて最も特徴的な現象であった。

アメリカの貧しいシングルマザー世帯は貧困の罍に捕われて、貧困を再生産させている。この国の残余主義的な福祉政策によってもたらされたものである。シングルマザー世帯を優遇する残余主義的な福祉国家の枠組みを根本的に変革しない限り、1996年の福祉改革のように勤労を促進したところで、基本的には変わらない。小さい政府を目指すアメリカの福祉政策の欠陥である。

5. 主な研究発表

(研究第表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計 0 件）

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 2 件）

① 田中 恭子 『保育と女性就業の都市空間構造：スウェーデン、アメリカ、日本の国際比較』時潮社 2008年

② 田中 恭子 「アメリカの貧困の畏と住宅政策」西尾夏雄、赤羽裕、池袋昌子編著『世界経済危機と日本経済』時潮社 （印刷中）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 恭子 (TANAKA KYOKO)

埼玉大学経済学部・教授

研究者番号：70272276

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし